

お知らせ

- ◎令和3年分所得税確定申告納付期限 令和4年3月15日(火)
(振替納税利用の場合の口座振替日 令和4年4月21日(木))
- ◎令和3年分消費税確定申告納付期限 令和4年3月31日(木)
(振替納税利用の場合の口座振替日 令和4年4月26日(火))

2022

2月号

vol.98

NEWS LETTER

2月になりました。1日時点においてはコロナ感染者数も過去最高を記録し、世間では通常業務が滞り始めているようです。弊社においても確定申告の繁忙期を迎えておりますが、最大限のリスク対応として在宅勤務者を増やし、顧問先様への訪問をWEBに切り替えるなどして、繁忙期を無事乗り切れるよう最大限努力してまいります。春の日差しを晴れやかに浴びることができるよう、ここが踏ん張り時です。

岡村 景明

- * 事業復活支援金
- * Message From Staff
～確定申告における
スマホの活用方法～



事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の回復に
法人は最大 250 万円、個人事業主は最大 50 万円

昨年 11 月から今年 3 月まで期間、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の影響で 30% 以上売上が減少した事業者を対象に、新しい支援金制度がスタートしました。ここでは、発行日現在の情報をもとに概要をご案内します。その後の制度内容の変更等にご留意ください。

対象は、次の 2 つ要件の両方を満たす事業者

(要件 1) コロナの影響を受けた※

中堅・中小・小規模企業や個人事業主（フリーランスも含まれます）

自らの
事業判断に
よらずに

(要件 2) 2021年 11月～2022年 3月のいずれかの月の売上が

2018年 11月～2021年 3月までの間の同じ月に比べ、30%以上減少

※ 「コロナの影響を受けた」とは？



該当するケース 次のような影響により、売上が減少した事業者が対象です。

需要の減少	<input checked="" type="checkbox"/> 国や自治体の要請で、休業や時短営業、イベントの延期・中止、三密回避策などを行った <input checked="" type="checkbox"/> 国や自治体の要請ではないが、コロナ禍を理由に顧客・取引先が休業や時短営業、イベントの延期・中止などを行ったため、売上が減少した <input checked="" type="checkbox"/> 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行による影響を受けた <input checked="" type="checkbox"/> 海外の都市封鎖や現地規制などのあおりを受けた <input checked="" type="checkbox"/> コロナ関連の渡航制限や水際対策などにより、海外渡航客や訪日外国人旅行者が減少した <input checked="" type="checkbox"/> 上記または下記のいずれかの影響を受けた顧客・取引先からの発注が減少した
供給の制約	<input checked="" type="checkbox"/> コロナの影響による供給減少や流通制限で調達難に陥り、生産やサービス提供が困難となった <input checked="" type="checkbox"/> 国や自治体による休業・時短要請等で、業務上不可欠な取引や商談機会の制約を受けた <input checked="" type="checkbox"/> 国や自治体による就業規制・行動自粛要請などで、十分な生産やサービス提供ができなかった

これらの影響を受けたことを示す書類の追加提出を求められる場合があります。

例：自治体等の要請文、コロナ禍のため休業・時短営業等をしたことを示す公表文、事業との関連性を示すもの（店舗写真等）



該当しないケース 以下の場合等は、コロナの影響とは関係がないため、給付要件は満たしません。

- 実際に事業収入が減少したわけではなく、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性がある場合の繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とし、算定上の売上が減少している場合
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成りまたは事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合 等

給付額

$$\text{給付額} = \text{基準期間}^{\ast 1} \text{の売上高} - \text{対象月}^{\ast 2} \text{の売上高} \times 5$$

※1 基準期間：「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間で、対象月を判断するために売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間

※2 対象月：2021年11月～2022年3月のいずれかの月で、かつ、基準期間の同月と比べ売上が30%以上減少した月

●給付の上限額（影響の度合いや規模により異なります）

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高 ^{※3} 1億円以下	年間売上高 ^{※3} 1億円超～5億円	年間売上高 ^{※3} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※3 年間売上高：基準月を含む事業年度の年間売上高

手続きの流れ

オンライン申請が困難な方は、全国に設置される申請サポート会場もご利用いただけます。

STEP1 ^{※4} アカウントの申請・登録



STEP2 必要書類の準備



STEP3 ^{※4} 登録確認機関に予約、事前確認の実施



STEP4 申請

主な必要書類（特例を受ける場合などは、別途必要書類あり）

1. 確定申告書の控え（選択した基準期間すべてに係る年度分）
2. 対象月の売上に係る帳簿
3. 履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）
4. 通帳（振込先が確認できるページ）
5. 宣誓・同意書
6. 基準月の売上台帳等^{※5}
7. 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等^{※5※6}
8. 基準月の売上に係る通帳等（取引が確認できるページ）^{※5※6}

※4 過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合は、STEP1とSTEP3が省略可

※5 一時支援金・月次支援金の受給者、もしくは登録確認機関の継続支援を受けている場合（会員、顧問先、事業融資先など）は、省略可

※6 事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書（様式あり）で代替可

詳細は、事業復活支援金サイト（<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>）でご確認ください。

申請期間

2022年5月31日まで

- 通常申請の受付は1月31日から開始
- 特例申請の受付は2月18日から開始



次のような事業者は通常の給付要件では受給が難しいため、**特例が実施**されます。

- ・ 確定申告義務がない個人や、確定申告書が合理的な理由で提出できない法人
- ・ 2019年～2021年10月に新規開業した事業者
- ・ 売上に季節性のある事業者
- ・ 2018年または2019年に罹災した事業者
- ・ 2021年11月から対象月の間に事業承継、合併、法人成りした事業者
- ・ 連結納税を行っている事業者
- ・ NPO法人、公益法人等

申請者専用相談窓口：事業復活支援金事務局 0120-789-140 毎日8:30～19:00

参考：経済産業省「事業復活支援金」ホームページ（2022年1月26日時点）https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html

Message From Staff

～ 確定申告におけるスマホの活用方法 ～

確定申告でスマホを活用した便利な機能を少しご紹介します。

2 か所以上で働いて給与を取得されている方、ふるさと納税でワンストップ特例制度を使わなかった方、医療費の申告をされる方など、ご自身で確定申告を行う方はぜひご活用ください！

【スマホ申告の対象範囲が増えます!!】

令和3年分確定申告から、特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）などがスマホの画面の大きさに適したレイアウトで表示され、入力しやすくなります。



スマホ申告の対象範囲

(NEW は令和3年分確定申告(令和4年1月～)から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) **NEW**

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

※スマホの画面の大きさに適したレイアウトで表示されるのは、令和3年分の申告のみです。
※記載以外の方もスマホで、パソコンと同様の画面により申告書が作成できます。

【給与の源泉徴収票をスマホで撮影・自動入力!!】

令和3年分確定申告から、スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、その記載内容を直接入力しなくても、確定申告書等作成コーナーの該当項目に自動入力することができます。ココではポイントと少し注意が必要なおことをご紹介します。

👉 確定申告書等作成コーナーへは、右のQRコードをよりアクセスできます！



👉 マイナンバーカードがあればそのまま申告可能
操作の途中に出てくるe-Tax(マイナンバー方式)をお選びください

👉 推奨ブラウザはクローム！
クロームのアイコンはこれ！ →



👉 公式 YouTube がわかりやすい
国税庁動画チャンネルと検索いただき、
【スマホ申告(スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を読み取って自動入力)】という動画をご覧ください！



プラスの知識!!

【スマホをICカードリーダライタの代わりとして使える!!】

令和3年分確定申告から、パソコンで申告書を作成される方も、パソコン上に表示されたQRコード)を専用のスマホのアプリで読み取れば、ICカードリーダライタを使用せず、e-Tax送信ができるようになります。

- 👉 面倒なICカードリーダライタの設定が不要！
- 👉 専用アプリの名前は《マイナポータル》！
- 👉 準備物はパソコン・スマホ・マイナンバーカード

facebook やってます!!

インターン生が
毎週金曜日に更新中です!!

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索

記事が良かったら いいね お願いします

URL : <https://www.facebook.com/okamura-tax/>



出典：国税庁HP

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

